

判定区分Ⅳの構造物リスト（高知県）

○ 判定区分Ⅳの施設は、いずれも緊急措置（通行止め）を実施

<判定区分Ⅳのリスト>

○橋梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
室戸市	両栄橋歩道	室津浮津線	不明	主桁、横桁、支承部に著しい腐食
須崎市	勢井4号線1号橋	勢井4号線	1994	下部の移動沈下により床版が落橋
	宮ノ川内15号線1号橋	宮ノ川内15号線	不明	木橋・床版部木板の著しい欠損及び損傷
	大浦6号線2号橋	大浦6号線	不明	木橋・主桁の腐敗・空洞、床版抜け落ち、下部工(石積)の崩壊

<判定区分Ⅳのリスト>

○トンネル

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
	該当なし			

○道路附属物等

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
	該当なし			

※判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態